

タクシー運賃改定謹告

毎度タクシーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
このたび、埼玉県内（神川町を除く。）のタクシー運賃・料金について、令和5年10月20日付けをもって国土交通省関東運輸局長より下記のとおり公示され、11月20日から実施することになりましたので、謹んでお知らせ申し上げます。

今後も輸送の安全確保とサービス向上に、より一層努力して参りますので、変わらぬご愛顧の程よろしくお願い致します。

令和5年11月14日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

改定運賃<埼玉県B地区(県北、秩父交通圏)>

種別	車種	上限運賃及び料金
距離制運賃	特大車	初乗 1.031kmまで570円 加算 227mまでを増すごとに100円
	大型車	初乗 1.031kmまで540円 加算 240mまでを増すごとに100円
	普通車	初乗 1.031kmまで500円 加算 259mまでを増すごとに100円
時間距離併用運賃	特大車	時速10km以下の走行時間につき 1分25秒までごとに100円
	大型車	時速10km以下の走行時間につき 1分30秒までごとに100円
	普通車	時速10km以下の走行時間につき 1分35秒までごとに100円
時間制運賃	特大車	30分までごとに 4,000円
	大型車	30分までごとに 3,800円
	普通車	30分までごとに 3,600円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	2割増
迎車回送料金	1回につき定額料金を事業者ごとに設定、又は回送距離について1km又は1.031kmを限度として実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。	
障害者割引	(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) 1割引	